

第1号議案

真の地方分権の実現に向けた地方税財政改革の推進等について

真の地方分権を実現するためには、地方分権改革を我が国の必須の基本政策として位置付け、今後とも、確実に推進していく必要がある。

また、地方分権改革により地方公共団体の担う役割と責任は一層増大することから、真の「地方政府」の実現を目指し、地方公共団体が地域の実情に即し自主的・自立的な行財政運営を行うためには、税制の抜本的改革などを通じた地方税財源の充実強化が不可欠である。

よって、政府においては、更なる地方分権改革の推進と地方税財源の充実強化を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 「国と地方の協議の場」や地方分権改革に関する「提案募集方式」の活用を図りながら、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、国から地方へ事務・権限を移譲するとともに、「従うべき基準」をはじめとする法令による義務付け・枠付けの更なる見直しなど、地方の実情や意向を十分に踏まえた改革を着実に推進すること。

なお、国から地方への事務・権限の移譲に当たっては、地域における住民サービスが確実に提供されるよう、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性・主体性を最大限尊重の上、対応すること。

- 2 税制の抜本的改革においては、地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税財源の充実強化を図ること。その際には、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。

- 3 地方公共団体が持続的かつ安定的な財政運営を行うには、一般財源総額の確保が重要であるため、地方財政計画の策定に当たっては、実態に即した税収を的確に見込みつつ、歳出においても社会保障関係経費のみならず、地方創生の取組や、投資単独事業等の地方の財政需要を適切に反映させるなど、引き続き地方の実情に配慮すること。

なお、地方公共団体の積立金については、災害や将来の税収の変動等に備えるため、不断の歳出削減努力を行って造成したものであることを踏まえ、積立金額のみに着目した地方交付税の削減や地方財政計画の見直しは行わないこと。

第2号議案

北方領土問題の早期解決について

我が国固有の領土である北方領土の早期返還を実現するため、これまで日露間で達成された諸合意及び諸文書等に基づき、北方領土問題の早期解決に向けた強力な外交交渉を展開するとともに、一日も早い平和条約の締結が必要である。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 国民世論の更なる結集と高揚及び国際世論の喚起を図るとともに、北方領土教育の充実をはじめ青少年対策の一層の強化を図ること。
- 2 万全な新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、四島交流事業、北方墓参事業及び自由訪問事業の円滑かつ確実な実施を図るとともに、元島民の高齢化を踏まえた航空機墓参の恒常化、回数・訪問地の拡大や、希望する四島内の墓地等への確実な訪問及び墓地調査の実施を図ること。また、四島交流の拡充を通じ、双方の協力を高め、信頼関係を強化すること。
- 3 北方四島における特別な制度の下での共同経済活動については、日露双方に有益なものとなることが不可欠であり、その協議に当たっては、北方四島に関する我が国の法的立場を害さないことはもとより、北方領土隣接地域を中心に、道内企業等の技術・経験を生かし、両地域の経済の活性化や双方の信頼関係の醸成に寄与する取組とし、領土問題の解決を通じた両国の平和条約締結に結びつくものとする。また、元島民の財産権に十分配慮すること。

第3号議案

地方創生に向けた定住対策の推進について

首都圏への一極集中を是正し、地方に人を呼び戻すという地方創生の目的を実現するためには、国の責任において、若者の地方への定着を促進する支援の充実や定住に必要な雇用の場となる産業の振興を図ることが重要である。

よって、政府においては、次の事項について、その実現を期すよう強く要望する。

1 移住支援金の要件緩和等

東京圏からの地方移住及び地方の担い手確保を促進するため、地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）に係る「移住支援金」について、法人要件や支給対象者の居住・通勤要件の更なる緩和を図るとともに、東京圏等における制度周知の充実を図ること。

2 地方への産業再配置

- (1) 地方が行う企業立地のための補助制度に対する財政支援制度を創設すること。
- (2) 地方への支援制度等の創設に際しては、支援の規模や内容を全国一律とするのではなく、気候や地理的条件におけるハンディキャップの度合いに応じた段階的なものとするなど、地方の均衡ある発展に実効性のある制度となるよう配慮すること。
- (3) 事業者の物流施設（港湾、空港）の使用料の減免に対する財政支援や、高速道路料金の割引制度を創設すること。

3 地域における新事業の創出

- (1) 新事業の創出に向けた総合的な支援体制を整備すること。
- (2) 新事業創出のためのソフト活動等に対する支援策の充実・強化を図ること。
- (3) 苫小牧東部開発及びむつ小川原開発の両国家プロジェクトについては、計画的かつ実効性のある開発の推進を図ること。
- (4) 東北大学青葉山新キャンパス内を整備用地とする次世代放射光施設の完成に向けて、確実な予算措置を講ずること。

第4号議案

少子化対策・子育て支援の推進について

少子化の進行は、地域活力の低下や社会保障制度への影響など、経済や社会の広範の分野にわたり深刻な影響を与え、我が国の将来にとって極めて憂慮すべき問題となっている。その克服に向けては、国と地方が一丸となって、女性の活躍を推進するとともに、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを強力に進めていくことが必要である。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 少子化対策の推進

- (1) 地方自らが、創意工夫により、地域の実情に応じた総合的な少子化対策及び女性活躍推進策を継続的に実施することができるよう、地方の取組に対する財政措置を充実すること。
- (2) 中小企業における従業員の仕事と家庭の両立が図られるよう、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）に基づく一般事業主行動計画の策定に対する支援や、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の拡充など、両立支援の取組に対する財政措置を充実すること。

2 子育て支援の充実

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、保育や子育て支援等の「量的拡充」及び「質の改善」が図られるよう、必要とされる財源を確実に確保すること。
- (2) 子育て家庭の経済的負担が軽減されるよう、医療保険制度における未就学児等の医療費の一部負担金について、更なる軽減を図るとともに、対象年齢を引き上げること。

また、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。

- (3) 子どもの医療に関わる全国一律の制度を構築すること。

第5号議案

地域医療を担う医師の確保について

北海道・東北地域において、医療に関する最大の課題は、地域医療を担う医師の確保である。

当地域では医師確保に向け鋭意取り組んでいるものの、このままでは地域医療の確保・継続が危ぶまれているところであり、医師の絶対数の確保はもとより、へき地や、特に不足している産科、小児科、麻酔科などの特定診療科の医師の確保について、効果的な対策の充実強化が望まれるところである。

については、地域医療を確保するため、より実効性のある具体的な対策に早急に取り組むよう、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 医師の絶対数の不足と地域偏在を解消するため、大学医学部定員増の恒久化を図ること。
また、各都道府県の「医師確保計画」の実効性を高めるため、都道府県を超えた医師の適正配置を進める仕組みづくりなど国の支援策の充実を図るとともに、医師臨床研修における研修医の地域への適正配置を促進するための具体的な施策の推進を図ること。
- 2 へき地及び特定診療科等における医師を確保するため、臨床研修終了後の一定期間、へき地等での診療を義務化するなど、実効性のある対策を推進すること。
- 3 これまでの診療報酬改定で、小児救急医療の充実等、特定診療科の偏在解消に配慮した措置がなされたが、医師の偏在解消に向けて更なる対策を講ずること。
- 4 医師不足の深刻な地域の中小規模病院において、専門医との連携の下、患者の全身状態を踏まえ総合的な診断を行うことのできる総合診療医が地域で育成され、地域に定着する仕組みの構築について、必要な措置を講ずること。
- 5 新専門医制度の運用に当たっては、医師の更なる地域偏在、診療科偏在を招かないよう、地域医療の確保の観点から必要な措置を講ずること。

第6号議案

高齢者・障害者施策の推進について

介護人材については、給与が低い水準にとどまっていることなどから確保定着が困難となっており、今後ますます介護サービスのニーズの増大が見込まれる中で、大きな課題となっている。

また、障害者施策については、平成28年5月に障害者総合支援法の改正法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律）が成立し、平成30年4月1日から完全施行されているが、この法律により進める施策について、適切な措置を講ずることが必要である。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 介護人材の確保

国では、介護職員の更なる処遇改善を進めるため、令和元年10月から特定処遇改善加算を創設したところである。新たな加算の事業所内での配分については、経験・技能のある介護職員に重点化を図りながら、一定のルールの下、事業所の裁量による柔軟な運用を認めているが、介護に従事する全ての職員に必ず反映される内容ではない。

介護人材を確保するため、現行制度及び新たな制度について、確実に介護に従事する全ての職員の賃金改善につながる措置を講ずるとともに、保険料の引上げや地方の負担増とならない制度とすること。

2 障害者施策の推進

- (1) 地域生活支援事業については、障害者の自立した地域生活を支援するために必要不可欠な事業が確実に実施できるよう、十分な財政措置を講ずること。
- (2) 障害福祉サービス等の提供に係る報酬及び人員配置基準については、利用者の高齢化などの実態をよく把握した上で、必要に応じて所要の改善を図ること。
- (3) 障害者が安心して生活を送ることができるよう、各道県における障害者支援施設やグループホーム等の整備計画に対応できる十分な財政措置を講ずること。

第7号議案

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 における北海道・東北地域への開催効果の波及について

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020」という。）については、現在、開催にむけ準備が進められている。

世界規模のスポーツイベントが我が国で開催されることは、国民に感動や勇気、活力を与えるだけでなく、日本が東日本大震災から立ち直った姿と世界から寄せられた支援に対する感謝の気持ちを示すとともに、社会や経済を活性化する大きな契機となるものである。

北海道・東北地域においては、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、今なお、多数の方々が避難生活を余儀なくされており、また、発生から10年が経過した今も原発事故による深刻な風評被害に苦しんでいる。

このような中で、オリンピックのサッカー競技がキューアンドエーススタジアムみやぎ（宮城スタジアム）及び札幌ドーム等で、野球・ソフトボール競技が福島県営あづま球場等で、また、マラソン及び競歩競技が札幌市で開催されることは、被災地や被災者に元気を与え、復旧・復興に大きな弾みがつくものである。

また、東京2020の開催は、スポーツの振興や青少年の健全育成のみならず、食や観光などの豊富な資源の発信、競技練習会場の誘致などを通じ、国際交流や経済交流の進展等が期待されるとともに、原発事故による風評被害を払拭できる絶好の機会であり、北海道・東北地域の更なる活性化・振興に大きく寄与するものと考えられる。

については、「東日本大震災からの復興の加速と世界への感謝」を掲げる東京2020の開催による、スポーツの振興、地域活力の向上、国際交流の促進等の様々な効果を、被災3県はもとより北海道・東北地域全体に波及させていくため、次の事項について、地域の主体的な取組を基本としつつ、政府の強力な支援のもと、積極的に推進されるよう強く要望する。

- 1 海外から訪れる競技関係者や選手などの入出国や税関、検疫を始めとした様々な手続きが円滑かつ迅速に行われるとともに、新型コロナウイルス対策について万全を期すよう、国等の関係機関による特段の配慮を図ること。
- 2 オリンピックのサッカー競技が行われるキューアンドエースタジアムみやぎ（宮城スタジアム）及び札幌ドーム、野球・ソフトボール競技が行われる福島県営あづま球場、マラソン及び競歩競技が行われる札幌市内等において、世界への発信力を期待し得る関連イベント等を開催すること。
- 3 東京2020は、北海道・東北地域が有する食・観光などの豊富な資源を発信し、原発事故による風評被害を払拭できる好機であることから、大会組織運営においては、選手村での食事の提供の際に、食材の産地を明示し、北海道・東北地域の食材を世界に発信するなど、海外からの誘客促進のための積極的な情報発信を行うこと。
- 4 東京2020の開催を契機とした出場国の選手や関係者との人的・文化的な交流が発展し、次代を担う若者や子どもたちにオリンピックレガシーを残せるよう、国際交流などの取組を積極的に支援すること。

第8号議案

国際リニアコライダーの実現について

国際リニアコライダー（ILC）の日本誘致は、我が国が標榜する科学技術創造立国と科学外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化、さらには人づくり革命等を促し、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な計画である。

また、ILCは国や地域、言語、宗教などの隔てなく、世界中の研究者、技術者が結集する拠点的研究施設であり、その実現による波及効果は日本全国、世界に及び、建設候補地である東北では、ILCの建設、運用を通して、国際的なイノベーション拠点の形成等が進むことにより、世界に開かれた地方創生、東日本大震災からの創造的復興が実現し、「新しい東北」の扉が開かれ、ひいては日本の成長にも貢献できるものと確信しており、令和2年6月に成立した復興庁設置法等の一部改正の際にも、ILCは「新しい東北」に資するものとして、その誘致について検討等を求める附帯決議が衆参両院でなされたところである。

政府においては、平成31年3月のILC計画に関する見解に沿って、文部科学省が海外パートナー国との国際分担等について、アメリカ、ヨーロッパ各国との議論を進められており、関係省庁においても、地方創生や復興など様々な観点から実現に向けて検討されるなど、積極的な取組をいただいているところである。

国際的には、既にILCに対する支持を表明しているアメリカに加え、令和2年6月に更新された欧州素粒子物理戦略において、ヨーロッパの協力姿勢が明確に示され、さらに、同年8月には、世界の研究者コミュニティによるILC国際推進チームが高エネルギー加速器研究機構（KEK）を拠点に発足し、ILC準備研究所の設立に向けた活動を進めるなど、ILC実現に向け新たなフェーズに移行している。

また、超党派の国会議員で構成される「リニアコライダー国際研究所建設推進議員連盟」が、ILC実現に向け国際的な活動を精力的に展開しているほか、東北ILC推進協議会や先端加速器科学技術推進協議会などが連携し、全国的な広報活動を展開するなど、民間ベースでの活動も広く活発になってきている。

建設候補地である東北では、I L C国際推進チームの活動に連携し実務的な調査検討等を行う東北I L C事業推進センターが自治体や大学等により発足し活動を進めており、北海道・東北地方は、今後とも、日本の他地域と連携を一層深め、産学官民が一体となって、I L Cの実現に向けて最大限の努力をしていくものであり、政府においては、次の事項に取り組まれるよう強く要望する。

- 1 I L C計画について、日本での実現を目指し、令和4年度のI L C準備研究所の設立に向けて積極的に対応するとともに、日本政府が主導し、国際的な議論をさらに推進すること。
- 2 I L Cを、我が国の科学技術の進展、さらに、産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、成長戦略、地方創生等の柱に位置付け、関係省庁横断の体制を強化し、国内の議論を加速させること。

第9号議案

学校教育の充実にに向けた教職員定数の改善等について

教育は国力の維持・成長に向け、最も注力して取り組むべき分野であり、特に少子化が進行する我が国においては、次代を担う子どもたち一人一人に、国や地域の社会・経済を支える能力を身に付けさせるためのきめ細かな指導や安心して学べる教育環境の一層の充実が求められている。

しかしながら、学校現場における教育課題が多様化・複雑化している中、教員の多忙化などが顕在化し、教員が子どもと向き合う時間が限られており、真に子どもたち一人一人の能力を伸ばさせる教育の実現が難しい状況である。

よって、政府においては、きめ細かな指導を可能とする学校体制の実現や教育環境の整備に向けて、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 一人一人の子どもに対するきめ細かな指導を展開するため、小学校全学年で5年かけて実施される35人学級を中学校第三学年まで段階的に拡充するとともに、小学校高学年からの教科担任制の導入に向けて、専科教員による指導の充実と働き方改革の推進が図られるよう、指導方法工夫改善に係る加配の拡充と運用条件の改善を図ること。
- 2 いじめ、不登校、特別な支援が必要な児童生徒への対応など、学校が抱える課題に対する組織的な取組や、学校統廃合による児童生徒の教育環境の変化への対応、小規模校における教育環境の充実のため、児童生徒支援等の加配を拡充すること。
- 3 教職員の大量退職期を迎える中、雇用と年金の接続を図りつつ、若手教職員を安定的・計画的に確保できるよう、再任用教職員に係る定数措置の充実を図ること。
- 4 新学習指導要領の円滑な実施や個に応じたきめ細かな指導の実現等、様々な教育課題に対応し、安定した教育成果につなげるためには、ふるさとの将来を支える人材を育てようとする志の高い教員の計画的な確保が必要であることから、複数年先を見込んだ計画的な定数改善を推進するため、国において教職員定数改善計画の策定を早期に実現すること。

- 5 教員が生き生きとやりがいを持って子どもたちに向き合うため、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員等の教員以外の専門人材を必要とする全ての公立学校に配置できるよう、国における予算総額の更なる増額を図るとともに、地方の負担割合を軽減するなど、必要な財政措置を拡充すること。

第10号議案

公立学校施設整備に係る必要な財源の確保について

学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす場であり、地域にとっては、災害発生時の避難場所としての役割を果たす極めて重要な施設であるが、公立学校施設の約7割は築25年以上で、老朽化が著しく進行しており、改築や耐震補強、長寿命化改修等の対策が喫緊の課題となっている。

よって、政府においては、安全・安心な教育環境の確保に向けて、公立学校の施設整備について、次の措置を講ずるよう、強く要望する。

- 1 公立学校の施設整備については、設置者の計画事業が円滑に実施できるよう、補正予算の編成も含め必要な財源を早期に確保すること。
- 2 生徒急増期に建築した施設が一斉に改修の時期を迎え、今後老朽化対策が急務になることから、長寿命化改良事業等における補助要件を緩和するとともに、補助単価の引き上げを行うなど、財政支援措置の充実を図ること。

第 11 号議案

新幹線鉄道の建設促進等及び並行在来線への支援措置等について

新幹線鉄道は、我が国の基幹的な高速輸送体系を形成するとともに、北日本全体の発展基盤及び強靱な国土・地域づくりの軸となるものであり、北海道・東北地域の発展に果たす役割は極めて大きいものがある。

一方、整備新幹線の開業に伴い J R 各社から経営分離される並行在来線区間や既に開業している並行在来線は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない貴重な生活の足であるとともに、国の物流政策や大規模災害時における物資輸送のリスク分散の観点から、極めて重要な貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担うなど、国民経済全体に多大な便益を与える重要な役割を果たしている。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 新幹線鉄道の建設促進等について

- (1) 北海道新幹線「新青森・札幌間」については、「新青森・新函館北斗間」の徹底した安全運行の確保、「新函館北斗・札幌間」の早期完成を図ること。

また、「東京・新函館北斗間」については、青函共用走行区間における時間帯区分方式による高速走行の確実な実施及び実施期間や運行本数などの更なる拡大並びに現在検討中の案にこだわらない抜本的解決策の検討、研究開発、導入を図るとともに、北海道新幹線札幌開業を見据えた高速走行のスケジュール、目標を早急に示すこと。

さらに、青函共用走行区間の高速走行実現のための抜本的解決策の実施によって、新たな地方負担を生じさせないこと。

- (2) 整備新幹線の工事費の縮減に努めるほか、地方財政の厳しい状況に鑑み、工事費の増嵩を含む整備新幹線の整備に伴う建設財源の確保及び地方負担の最大限の軽減について、財源措置の更なる拡充を図ること。

2 並行在来線への支援措置等について

- (1) 各並行在来線及び今後開業予定の並行在来線区間の維持のための地元負担に係る助成措置（運営費助成・特別交付税等）を講ずること。
- (2) 鉄道資産等の設備投資及び老朽化施設の更新に対する助成措置の拡充・創設を図るとともに、J Rから譲渡された鉄道資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の拡充（J R二島特例並みの創設）を講ずること。
- (3) 並行在来線とJ R路線等を乗り継ぐことによる利用者の負担を緩和するため、乗継割引に対する財政支援制度を創設するとともに、J Rに対しても乗継割引制度の導入を指導すること。

第12号議案

交通網の整備促進と財源の確保について

北海道・東北地域の発展可能性を顕在化させ、国土の均衡ある発展と産業経済の飛躍的な振興を図るためには、本地域の交通体系の整備を重点的かつ計画的に推進することが急務である。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

I 道路関係

1 道路は、地方に暮らす住民の生活を支える基本的な生活基盤であり、地方が必要とする道路整備が引き続き着実に実施できるよう、予算の総額の拡充及び道路補助制度対象事業の拡大を図るとともに、社会資本整備が遅れている地域に配慮した予算配分の仕組みとすること。

2 新たな交通需要に基づく直轄事業の事業評価等については、ネットワークとしての観点及び地方における多様な効果に加え、東日本大震災においてその重要性が再認識された代替性確保の観点も含め、更なる検討を行うこと。

3 高規格幹線道路は、国土の骨格をなし、地方創生の推進を図る上で大きな役割を担うものであり、全国的なネットワークの整備を促進するため、次の措置を講ずること。

(1) 高速自動車国道における、着手区間の早期開通及び未着手区間の早期着手を図ること。

なお、「当面、着工しない」とされた区間についても、早期に着手を図ること。

また、計画段階評価が終了した区間についても、速やかに事業着手を図ること。

(2) 一般国道の自動車専用道路における、着手区間の早期開通及び未着手区間の早期着手を図ること。

なお、計画段階評価が終了した区間については、速やかに事業着手を図ること。

(3) 高速自動車国道に並行する自動車専用道路の整備を促進すること。

(4) 「高速道路における安全・安心基本計画」において、優先整備区間として位置付けられている暫定2車線区間について、早期に4車線化事業の着手を図ること。

なお、事業許可区間については、4車線化整備を促進すること。

- 4 広域的な地域の連携強化のため、高規格幹線道路を補完し、また、それと一体となって高規格道路ネットワークを形成する地域高規格道路等の整備を推進すること。
- 5 主要幹線道路の四車線化と都市部区間の拡幅及びバイパス建設など、国道改良事業を推進すること。
- 6 重要物流道路及びその代替となる道路・補完する道路については、平成31年4月及び令和2年4月に供用中の路線が指定されたが、事業中及び計画中の路線などの追加指定に当たっては、既存の幹線道路等のネットワークの見直しを含め、地方の意見を十分に反映し路線指定するとともに、機能強化及び重点整備を図ること。
- 7 災害に強いまちづくりや緊急輸送道路、孤立の可能性がある集落へのアクセス道路、復興道路等の整備などの事業促進とそれに伴う災害に強く信頼性の高い交通ネットワークの構築、社会資本整備費の重点投資など、国土構造形成のための整備を緊急に進めること。
- 8 中心市街地の活性化など、地域の再生に資する市街地の道路整備を積極的に推進すること。
- 9 交通安全施設等の整備を積極的に推進すること。
- 10 道路情報基盤の整備を積極的に推進すること。
- 11 道路事業を円滑に推進するため、用地先行取得制度、代替地対策、税制を拡充すること。
- 12 冬期道路交通対策を積極的に推進すること。

II 空港関係

- 1 地方空港の整備については、今後とも長期的な視野に立ち、円滑かつ確実に実施されるよう、一般財源の拡充を含め、財源の確保に万全を期すこと。
- 2 積雪寒冷地の地方管理空港に不可欠な除雪車両及び空港の安全確保に不可欠な特殊車両の更新についての支援措置を新設すること。
- 3 地方空港の国際化を図るため、C I Q体制の整備等を推進すること。

また、外国人旅行者数の更なる増加につなげるため、「訪日誘客支援空港」に認定された空港をはじめとした地方空港に対して、新規就航・増便並びに運航再開に係る着陸料やビル使用料及び空港受入環境の整備に係る支援措置を拡充すること。

- 4 航空交通の効率的な運航と一層の安全性を確保するため、航空管制業務の充実強化を図ること。
- 5 各航空会社が路線の減便や廃止を行う場合には、国への届け出前に国を交えて空港の設置管理者や地元自治体と協議する制度を設けること。

また、地方路線が公共交通機関として定着していることを踏まえ、航空会社に対しての運航費の補助や地域における利用拡大の取組に対する財政支援措置の拡充を行うなど、地方路線の維持・拡充のための措置を講ずること。

- 6 見直しが進められている空港整備勘定について、地方自治体が独自の裁量で路線維持や利用促進等を行うために実施するソフト事業についても活用できるよう、使途の拡大を図ること。
- 7 航空会社を取り巻く状況が厳しさを増す中、地方路線を維持していくため、羽田空港発着枠については、「1便ルール」及び「3便ルール」の運用を継続するとともに、地方路線維持のための「政策コンテスト」を継続的に実施するなど、少便数路線を優先する仕組みを拡充すること。
- 8 羽田、伊丹などの混雑空港の発着枠について、離島を含む地方路線に優先的に配分すること。

また、これに併せて、羽田空港における小型機乗り入れの運用を緩和すること。

- 9 航空会社の経営を圧迫している航空機燃料税等の減免を継続するとともに、地方自治体が減収とならないよう、地方特例交付金などの財源措置を行うこと。
- 10 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に増加が見込まれるビジネスジェット等の安全かつ円滑な受入れを進めるとともに、地方空港の活用に当たっては、必要な措置を講ずること。

Ⅲ 鉄道関係

- 1 羽越新幹線、奥羽新幹線などの基本計画路線の整備計画策定に向けた調査を指示すること。
- 2 太平洋側と日本海側との幹線交通ネットワークの相互補完性、首都圏とのアクセスを強化するため、主要幹線である奥羽本線、羽越本線、秋田新幹線が走行する田沢湖線等の高速化及び複線化等の機能強化や輸送改善、安全性の向上を図るとともに、その他の在来線についても電化等の整備により輸送力の増強に努めること。
- 3 大規模災害時において太平洋側と日本海側を横断的に結ぶ旅客・物資輸送のルート確保や接続性の改善を図ること。
- 4 雨・風・雪などの気象変化により、運休・遅延が頻発していることから、防災対策の緊急性の高い個所や抜本的な防災対策が必要な個所について、鉄道の公共性に鑑みた安全・安定輸送対策のための新たな支援制度を創設すること。
- 5 中小民鉄及び旧国鉄の特定地方交通線や整備新幹線の並行在来線などを引き継いだ第三セクターいわゆる地域鉄道事業者に対して、次の措置を講ずること。
 - (1) 災害の未然防止及び車両更新等の計画的な設備投資を確実に図るため、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業及び訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業の予算枠を拡充すること。特に第三セクター鉄道については、開業から30年以上が経過し、車両や施設・設備の更新需要が全国各地で一斉に到来しており、更新が確実かつ計画的に実施できるよう、必要な予算の確保や財政支援の拡充等の適切な支援を講ずること。
 - (2) 第三セクター鉄道等が所在する地域の高齢化等に鑑み、補助対象要件の緩和及び補助率のアップなど、交通施設バリアフリー化設備整備費補助制度の拡充強化を図ること。
 - (3) 大規模自然災害を受けた第三セクター鉄道会社等の復旧工事に対する補助率のアップなど、鉄道災害復旧事業費補助制度の充実強化を図ること。
 - (4) 第三セクター鉄道等の経営の厳しい実情に鑑み、経営安定のための新たな支援制度や地方負担に係る所要の財源措置を創設すること。

IV 地方バス等関係

- 1 地域住民の日常生活に支障が出ることをないよう、地域の実情を踏まえた制度設計のもと地方バス生活路線の運行費及び老朽化した車両の購入費補助等に係る予算枠を確保、拡充するとともに、地方の生活交通確保策に対する地方交付税措置を維持、拡充すること。
- 2 市町村の運行する路線バスやスクールバス等各種バスの一体的運行がなされるよう、関係省庁間での政策調整や財源措置の一本化を図ること。
- 3 増加する訪日外国人の利便性を向上させるため、ユニバーサルデザインタクシーの導入を支援する訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービス利便向上促進事業）の予算枠を拡充すること。また、国内観光客や訪日外国人、地域住民等に対する利便性を向上させるため、ICカード対応システムやバスロケーションシステムの導入に対する支援の拡充強化を図ること。

V 離島航路・航空路関係

- 1 離島住民の日常生活や経済活動に支障が出ることをないよう、その維持・確保、拡充等を図るために必要な予算の確保、財政支援の拡充など適切な支援を講ずるとともに、地方自治体の離島航路・航空路確保策に対する地方交付税措置を維持、拡充すること。
- 2 離島航路・航空路を運航する事業者は、経営基盤が脆弱であることが多いことから、安全運航確保等のために行う投資に対する支援を講ずること。

VI 港湾関係

国際拠点港湾及び重要港湾について、次の措置を講ずること。

- 1 港湾整備を計画的に進めるとともに、今後とも長期的な視野に立ち、港湾の整備が円滑かつ確実に実施されるよう、財源の確保に万全を期すこと。また、農水産物の輸出促進に向け、輸出拠点となる港湾機能の強化を図ること。
- 2 国土強靱化の一層の推進を図るため、大規模地震対策施設としての耐震強化岸壁や、津波・高潮対策としての港湾施設、海岸保全施設の整備促進を図ること。
- 3 港湾機能を大幅に向上させるため、港湾に直結するアクセス道路の整備促進を図ること。

- 4 予防保全的な維持管理・更新等の考え方にに基づき、既存港湾施設・海岸保全施設のハード・ソフト両面から老朽化対策に対する支援を拡充すること。
- 5 2002年12月に「海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）」が改正されたことにより、国際貨物船が使用する港湾施設の保安対策が義務化され、現在、国において関連する施策が進められているが、施設管理者にとっても多大な負担が生じるものであることから、国の責任と役割を明確にし、施設管理者への支援制度等を拡充すること。
- 6 地域の活性化に向け、クルーズ船の受入環境改善のための施設整備や出入国管理体制、ソフト施策の充実を図ること。加えて、港を核とした魅力ある地域の創造を図るため、「みなとオアシス」など官民が一体となった取組を促進すること。

VII 空港、港湾、道路等整備の連携

地域の国際化と地元企業の国際競争力の強化を担う港湾や空港、道路ネットワーク等の整備については、一体的かつ総合的な事業促進を図ること。

第13号議案

世界に向けた北海道・東北地域の観光振興について

北海道・東北地域の観光は、北海道新幹線を活用して、これまで以上に連携や交流が拡大している中、北海道・東北地域の観光が持続的に発展するためには、外国人観光客の誘致促進に向けた取組や魅力ある滞在型観光地づくりのほか、地域空港間の連携や広域観光ルートの整備を図るなど、国際競争力の強化に向けた施策の推進が必要である。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 北海道新幹線などを活用し、食や自然、歴史、文化、芸術、スポーツ等の地域資源を生かした、国内外から北海道・東北地域への誘客促進を図るための大規模な観光施策を展開すること。
- 2 国が進める観光立国実現へ貢献するため、ビジット・ジャパン事業の加速的な推進のほか、MICEの誘致・開催など、地域における取組に対する支援強化も含め、積極的な誘客施策を展開すること。
- 3 現在、観光客に対する査証免除措置がとられていない中国やフィリピン、ベトナム、ロシア、インドにおいて、ビザ申請者の負担軽減を図ることで市場拡大につながる可能性が非常に高いことから、更なる訪日査証制度の緩和を推進すること。
- 4 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を促進するため、観光客の利便性向上に資する多言語表記の観光案内標識の設置をはじめ、二次交通の整備や景観を阻害する廃屋の撤去など、観光客の受入体制整備を促進するためのハード整備を含めた支援制度等を創設すること。

第14号議案

食料・農業・農村政策の確立について

北海道・東北地域の農業は、我が国の食料の安定供給に大きく寄与するとともに、基幹産業として地域経済の活性化に重要な役割を果たしているほか、国土・環境の保全等の多面的機能を有している。

農産物流通の国際化が進む中で、本地域の農業が将来にわたり持続的に発展していくためには、地域農業を担う多様な担い手が、厳しい経営環境の下でも安定的な所得を確保し、誇りと希望を持って農業経営に取り組むことができるよう、「食料・農業・農村基本法」の理念に基づく関係施策の着実な推進が重要である。

また、「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、立地条件や農業形態などの地域の実情に十分配慮し、農業の持続的な発展に向けた各種施策を着実に展開していくことが必要である。

一方、WTO農業交渉等の国際貿易交渉においては、我が国の農業分野への影響が懸念されていることから、守るべき国益を明確にし、安易に妥協することなく、関係国との交渉を進めていく必要がある。

また、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定等の経済連携協定により、国内農林水産業に影響が及ぶことのないよう、地域の実情に応じ、農業の成長産業化に向けた万全の対策を講ずることが重要である。

さらに、世界の食料需給が中長期的にひっ迫すると予想されている中、主要先進国の中で最低の水準となっている我が国の食料自給率を向上させ、食料安全保障を確立するための施策を展開することが一層重要となっている。

特に、東北地方の農業は、東日本大震災に加え、いまだ収束の見通しが立たない原子力災害によりこれまでにない甚大な被害を受けており、農業者が持続的に安定した所得を確保し、これまで築き上げてきた農業を着実に次の世代へ引き継いでいくために、一刻も早い復旧・復興が求められている。

よって、政府においては、極めて厳しい状況にある農業の現状を踏まえるとともに、東日本大震災からの復興の途上にある被災地の活力を決

して低下させることがないよう、被災地の農業者の心情にも十分配慮し、今後の農業の着実な復興・発展を進めるべく、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 政府が進める農業改革の具体化に当たっては、農業協同組合や農業委員会等が果たす役割を踏まえつつ、中山間等地域の実情や農業・農村が国土や自然環境の保全、文化の維持・継承、地域社会の維持・発展など多面的な機能を担ってきたことなどにも配慮し、今後も国民の食を守り、美しく伝統ある農村を将来にわたって継承していけるよう、必要な支援策を講ずること。
- 2 「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、地域の農業の実情に配慮しながら、地域農業を担う多様な経営体が将来に希望を持って農業経営に取り組むことができ、持続可能な農業の確立による食料自給率の向上、更には農村の振興による地域経済の活性化や、農業の多面的な機能の発揮が図られるよう、関係施策の着実な実施に必要な予算を確保すること。

特に、経営所得安定対策等については、農業者が将来にわたり安心して農業経営に取り組める制度とするとともに、意欲ある担い手に対する支援を強化すること。なお、収入保険及び農業共済については、農業者が無保険の状態となることがないように、農業者個々が経営内容に応じたメリット・デメリット等を理解したうえで加入の判断ができるように引き続き周知に努めること。加えて、収入減少を補てんする関連施策全体について検証し、農業者のニーズを踏まえた改善を行うこと。

農地中間管理事業の制度については、道県及び市町村段階のマンパワーの確保など財政・運営面に対する支援を充実させるとともに、一部地方負担が求められていることから、地方負担が生じないように早急に改めるほか、今後、新たな地方負担を求めることのないよう安定した制度運用を図ること。

また、国が交付単価の見える化を図った機構集積協力金交付事業については、地域の要望に応じた予算を確実に確保すること。

- 3 水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金について十分な予算を確保するとともに、各産地の取組に対する支援を充実す

ること。

特に、飼料用米については、多収品種の開発・育成や安定多収生産技術の普及、生産・流通段階におけるコスト低減など、現場において様々な課題を抱えていることから、種子の確保対策や交付金による支援を継続することに加え、保管・流通施設等の確保に向けた支援の充実・強化など、飼料用米の生産や利活用に取り組みやすい環境整備を総合的に推進すること。

また、我が国の米・麦・大豆の安定供給を下支えする重要な食料インフラである穀類乾燥調製貯蔵施設等について、耐震性診断や維持・更新計画の策定、施設の長寿命化等に対する新たな支援措置を講ずること。

- 4 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、米の需給及び価格の安定に対し国がその役割を果たし、実効性のある需給調整に必要な環境整備を一層推進すること。

さらに、ミニマムアクセス米の販売に当たっては、主食用米や加工用米の需給に影響を与えない対策を講ずること。

なお、米の先物取引の試験上場については、常時監視・監督し、適切に検証するなど、米の需給調整対策との整合性に配慮すること。

- 5 畜産・酪農の生産基盤の維持・強化を図るため、次に掲げる取組を推進すること。

- (1) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業、機械導入事業、生産基盤拡大加速化事業等）を中長期的に継続するとともに、必要な予算を十分に措置すること。

また、飼養衛生に係るクロスコンプライアンスの導入に伴い、飼養衛生に係る設備・機器、実証等も補助の対象とすること。

- (2) 肉用牛生産については、子牛価格の高騰を抜本的に解決するため、引き続き、繁殖基盤の強化に取り組むこと。
- (3) 国産飼料に立脚した畜産・酪農の確立を図るため、自給飼料の増産に向けた取組や国産濃厚飼料の利活用拡大の取組を加速すること。
- (4) 口蹄疫や豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の国内への侵入・まん延防止について万全を期すこと。

6 食料の安定供給に向け食料自給率の向上を図るためには、持続的な農業経営を支える経営所得安定対策とともに、農業生産基盤の保全管理・整備による生産性の高い優良農地や安定した農業用水の確保が必要である。

については、次に掲げる諸施策の積極的な推進に必要な農業農村整備事業予算について当初予算を基本に十分に措置すること。

- (1) 意欲ある農業者への農地利用集積・集約化、高収益作物や水田の有効活用となる麦、大豆等の導入等による農業所得の向上に向け、地域の特性に応じた農地や農業水利施設などの農業生産基盤整備を総合的に推進するとともに、ほ場整備事業のソフト事業（農業経営高度化支援事業）などの地方財政措置の拡充を図ること。
- (2) 農業生産に不可欠な農業用水を安定的に確保するため、次々と耐用年数を迎える農業水利施設のストックマネジメントを踏まえた計画的な補修や更新ができるよう、長寿命化対策を一層推進すること。
- (3) 農村地域において安定的な農業経営や安心・安全な暮らしを実現するためには、近年多発する集中豪雨や大規模地震等による災害の未然防止に向けた農村地域の防災・減災対策が重要であるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく、財源確保と地方財政措置の充実を図ること。

特に、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、下流に人家や公共施設があり、決壊すると甚大な影響を与える農業用ため池の「ソフト・ハード双方による総合的な対策」を進めるため、財政支援の継続と更なる充実を図ること。

- (4) 気象変動による豪雨被害の頻発化・激甚化、農業用ダムの洪水機能調節の強化等に適切に対応できるよう、農業水利施設の維持管理に関する支援を強化すること。

7 農業・農村が有する多面的機能は、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、食料その他の農産物の供給の機能と一体のものとして生ずる極めて重要な機能であることを踏まえ、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく施策の推進に当

たっては、十分な予算を確保するとともに、地方財政措置の充実に努めること。

8 WTO農業交渉に当たっては、農業の多面的機能や食料安全保障の確保などを適切に反映した貿易ルールを確立するため、関係国との連携を図りながら、引き続き、日本提案の実現に向け、全力を挙げて粘り強く交渉に臨むこと。

9 TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定などの発効に伴う農業への影響を継続的に検証するとともに、今後とも農業者が希望を持って経営に取り組むことができるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、農業の体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて十分な予算を確保するほか、今後の状況によっては、追加の取組を実施するなど、万全な対策を講ずること。

また、いかなる国際貿易交渉にあっても、北海道・東北地方の農業が再生産可能となり、持続的に発展できるよう、交渉内容の丁寧な情報提供を行うとともに、農産物の重要品目等に対する必要な国境措置を確保すること。

10 農産物等の輸出が円滑に進むよう、残留農薬基準の設定や検疫制度、通関制度の見直し、輸出可能品目の拡大等について働きかけるなど、輸出対象国に対して取組を強化すること。

第15号議案

水産業の振興について

水産業については、近年、国際情勢や社会経済情勢の大きな変化、相次ぐ自然災害の発生、水産資源の減少などによる漁業経営への影響に加え、漁業就業者数の減少や高齢化の進行による地域活力の低下など非常に厳しい状況に置かれている。

加えて、トド、オットセイ、アザラシ類の海獣や大型クラゲ、ザラボヤ、貝毒原因プランクトンなど有害生物による漁業被害が拡大しており、漁業経営に深刻な影響を与えている。

こうした状況を踏まえ、「水産基本法」の基本理念である「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」の実現のための総合的かつ計画的な施策の展開が求められている。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 広域的な資源管理体制の構築及びサケ・マス資源の回復やふ化放流事業の安定継続、栽培漁業の充実など水産資源の適切な保存管理と生産の増大が図られる施策を推進すること。
- 2 公海域における外国船の漁獲圧が高まっていることから、サンマやサバ類など公海で漁獲されている資源の適正な管理に向け、国別漁獲可能量の設定など実効ある保存管理措置を実現するよう、関係各国との交渉を進めること。
- 3 我が国排他的経済水域における自国船によるスルメイカ釣りやその他の漁業の操業機会と安全の確保及び資源保護のため、外国漁船による違法操業の取締りの強化を図るとともに、資源の適正な管理及び協調操業に向け、関係各国との交渉を進めること。
- 4 水産業の競争力強化に向け、収益性の高い操業体制への転換を促進するため「広域浜プラン」に基づく浜の機能再編や漁船・漁業用機器の導入等の取組が着実に実行できるよう予算を確保すること。
- 5 漁業生産者の経営安定のため、漁業共済制度の国庫補助率の引上げや補助限度率の撤廃、漁業経営セーフティーネット構築事業の更なる要件の緩和などの一層の支援措置を講ずること。

また、省エネルギー化（燃油節減対策等）に向けた技術開発と実用化を積極的に推進すること。

- 6 水産物流通拠点である特定第三種漁港及び第三種漁港等に立地する拠点魚市場は地域産業のみならず、全国の沖合・遠洋漁船が利用し、我が国の水産業を支える重要な機能を有しているが、近年の冷水性魚種等の不漁による取扱量の減少に加え、今般の水産改革に伴う資源管理の高度化により、一時的には水揚量が更に減少し、厳しい経営が続くことが想定されることから、拠点魚市場の管理・運営の合理化や経営改善に向けた支援と、併せて資源が回復するまでの間、運営を支えるセーフティネットを構築すること。
- 7 担い手の確保・育成を図るため、新規漁業就業者の受入体制づくりに対して支援するほか、漁業後継者に対する次世代人材投資(準備型)事業の支援条件を緩和するとともに、研修施設等の整備に対する支援制度や新規就業後の収入不安定期における給付金制度を創設すること。
- 8 放射性物質やノロウイルス・貝毒対策など水産物の安全性の確保、地域産業との連携や消費者ニーズに対応した水産流通・加工業の健全な発展とともに衛生管理の高度化やPRなど輸出促進を図ること。
- 9 韓国による水産物の輸入規制措置についてのWTO上級委員会報告書の結果を踏まえ、措置の撤廃に向けた韓国との協議を強化するとともに、本件が他国の対応に波及しないよう、各国に対し冷静な対応を求めること。
また、報告書の内容は日本産水産物の安全性を否定するものではないことを国内外に広く周知すること。
- 10 TPP11や日EU・EPAの発効に伴う関税率の削減などによって、輸入品の増大による生産額の減少などの影響が懸念されることから、漁業の担い手が将来にわたって希望を持って経営に取り組めるよう、持続可能な水産業の構築に向けて体質強化などの必要な措置を引き続き講ずること。
- 11 水産資源の回復を図り、安全で安定した水産物の供給体制の確立を図るため、漁場の整備や漁港における高度衛生管理対策、漁港施設の防災対策など水産基盤整備を計画的かつ着実に推進すること。
- 12 トドやオットセイなど海獣類による漁業被害防止対策の強化や被害・休漁等に対する補償制度を創設すること。
また、有害生物漁業被害防止総合対策事業について、更なる充実・強化を図ること。

- 13 水産資源の基礎生産の場であるとともに、水質浄化や二酸化炭素の吸収など多面的機能を有する藻場の維持・保全や磯焼けの解消等の環境生態系保全対策については、恒久的対策と位置付けて推進すること。
- 14 ロシア連邦との協定に基づく漁業は、地域経済に大きく貢献していることから、操業機会の確保を強力に推進すること。
また、ロシア水域のさけ・ます流し網漁業についてロシア連邦の法律により操業が困難となったことから、栽培漁業の推進や関連産業の振興などに対して、引き続き支援を行うこと。
- 15 水産業が基幹産業となっている沿岸地域においては、地域経済の活性化のために水産加工業などの関連産業の振興を図っていくことが不可欠であるが、水揚げ量の減少等に伴う原魚の不足及び価格高騰、人手不足による生産能力や物流機能の低下、東日本大震災で失った販路の回復の遅れなどの影響により、事業の存続が危ぶまれている事業者が増えていることから、販路の回復・開拓や新商品の開発、人材確保、生産性向上及び金融の円滑化などに対して必要な支援措置を講ずること。

第16号議案

新しい森林・林業・木材産業政策の展開について

森林は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮を通じて国民生活の維持・向上に寄与している。

しかしながら、山村地域においては、高齢化・人口減少が急速に進行し、林業・木材産業の生産活動の停滞や、森林の多面的機能の低下が懸念されている。

このような中、政府は、令和元年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2019」を閣議決定し、林業成長産業化に向けて、新たな森林管理システムによる経営管理の集積、路網整備、高精度な資源情報を活用した森林管理等を推進するほか、木材生産流通構造改革を進め、効率的なサプライチェーンを構築することとしている。

よって、政府においては、適切な資源管理の下、林業・木材産業の成長産業化により地方創生を図る、新たな森林・林業・木材産業政策について、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保するほか、今後増加が見込まれる再生林を推進するための支援の充実を図るとともに、「合板・製材・集成材国際競争力強化対策」と「林業成長産業化総合対策」の強化といった、川上から川下に至る総合的な取組への支援などにより、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を図ること。
- 2 平成31年4月に施行された「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づく森林環境譲与税については、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担や市町村の事業実施体制の確保等について、必要な助言や十分な説明を行うなど、都道府県や市町村における効果的な活用に向けた取組を行うこと。

また、譲与基準について、私有林人工林面積が大きく森林整備が必要な自治体に、より手厚く配分されるよう見直すこと。

- 3 地域材の需要拡大に繋げるため、国産材C L Tの利用拡大、公共建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用などの施策を推進すること。
- 4 松くい虫やナラ枯れをはじめとする森林被害について、十分な財源を確保するとともに防除対策をより一層強力に推進すること。
- 5 海岸防災林は、地域住民の命や財産、生活を守る重要な施設であり、成林するまで長期間を要することから、造成した海岸防災林の保育管理に要する費用も含めて現在の補助事業を拡充し、その十分な予算の確保と地方負担に配慮した財政支援を図ること。
- 6 政策の展開に不可欠な担い手の確保を図るため、林業大学校等において、林業への就業に必要な知識・技術等の習得を促進し、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援するための、緑の青年就業準備給付金が確実に交付できるよう、必要な予算を十分に確保すること。

第17号議案

鳥獣被害防止対策の充実について

野生鳥獣による農作物等への被害は、経済的損失にとどまらず、農林水産事業者の意欲の減退や耕作放棄地の増加につながるとともに、生態系に著しい悪影響を与えている。

鳥獣被害は、森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害、車両との衝突事故等ももたらしており、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。また、野生鳥獣の生息範囲の拡大、高齢化する集落、狩猟者の減少などにより、農林水産事業者や狩猟者にとって、侵入防止や捕獲による鳥獣被害防止対策の実施は大きな負担となっている。

このような事態を受けて、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、市町村が中心となった緊急的な捕獲活動や鳥獣捕獲の担い手確保、侵入防止柵の設置、捕獲個体の利用推進等に取り組むとともに、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の強化、ジビエ利用拡大の取組が進められてきたが、鳥獣被害が深刻化している現状を踏まえ、被害防止対策の更なる充実が必要である。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 鳥獣被害防止対策に係る地方公共団体への財政支援を充実させるとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金及び指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の予算を拡充すること。
- 2 狩猟者の負担軽減のため、鳥獣捕獲の担い手の確保及び育成に向けた支援を拡充すること。

第18号議案

食の安全・安心を確保する制度の拡充・強化について

食品の偽装表示や異物混入事件等の発生により、健康・生命に深く関わる「食」の安全・安心に対する国民の関心は、従前以上に高まっている。

北海道・東北地域が、今後とも国民に対する食料の安定供給に大きな役割を果たすためには、安全・安心な食品の供給に努めるとともに、消費者の信頼を確保する努力をしていかなければならない。

このような中で、「食」の安全・安心を確保していくためにも、より一層信頼される制度を構築していく必要がある。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 加工食品の原料原産地表示の制度について、消費者への普及・啓発を十分に図るとともに、事業者の理解不足に基づく誤表示が発生しないよう、事業者への周知を丁寧かつ十分に行うこと。
- 2 BSE対策のあり方については、国の責任において、リスク管理や対策の有効性について、広く国民の理解浸透を図るとともに、検査体制の維持に必要な予算を十分に確保し、万が一BSEが発生した場合の地域対策について、万全を期すこと。
- 3 遺伝子組換え種子を含まない種子の提供体制の確立や輸入の際のこぼれ落ち等による遺伝子組換え作物の自生の防止対策を図るとともに、一般作物との交雑・混入を防止するため、遺伝子組換え作物の生産・流通段階での隔離を徹底する施策を講ずること。
- 4 都道府県等が、家畜衛生、食品衛生等の責務を果たすため、独自に地方公務員獣医師の処遇改善に取り組むことができるよう、国が率先して、国家公務員獣医師の職責及び業務実態等を反映した獣医師独自の俸給表の創設を行うこと。

第19号議案

エネルギー政策について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震により、これまで盤石と見られていた我が国の電力システムの脆弱性が露呈した。我が国は世界有数の電力消費国でありながら、島国のため他国からの電力融通が不可能な上、国内の東西で電気の周波数が異なり、電力システムが二つに分断されているといった特異な環境下にある。

このため、我が国の今後の震災復興やエネルギー政策の立案に際しては、中長期的な視点に立った電力供給安定化のための電力システムの強化策が不可欠である。

また、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定に掲げる取組の具体化に当たり、我が国が今後も世界をリードしながら地球環境問題の解決を図っていくためには、国際社会において相応の責任を果たすことが必要であり、政府が今年4月に表明した2030年度の温室効果ガス排出量の新たな削減目標である2013年度比マイナス46%の実現に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

エネルギー政策基本法では、「安定供給の確保」、「環境への適合」、「市場原理の活用」という基本方針が示されており、国においては、平成30年7月に策定された第5次エネルギー基本計画により電力システム改革を推進している。

もとより、エネルギーは、国民生活や産業活動の基盤であり、将来にわたり、その安定供給が確保されることが重要であることから、未曾有の大震災による被災からの復旧・復興が進みつつある今こそ、エネルギー政策基本法の基本方針に立ち返り、国家百年の計に立った政策が必要である。

よって、政府においては、被災地の雇用を促進し、地域に根付いた企業が他地域に離散することなく、北海道・東北地域に投資しやすい環境を整えるため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 エネルギー政策について

- (1) 今後のエネルギー政策については、国民生活・産業経済を維持するためのエネルギー安定供給、地球温暖化防止のための脱炭素社会の実現などの観点から、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大に向け、送配電網の強化などの具体的方策を講ずること。
- (2) 原子力政策については、これまでの経緯や地域の実情等を踏まえつつ、原子力発電・核燃料サイクルの位置づけを含めた明確な国家戦略を示すこと。

また、高レベル放射性廃棄物の最終処分事業については、全国において、理解促進に向けた取組をより一層加速させること。

- (3) 現在、国が進めている電力システム改革については、地域の実情を踏まえ、どの地域にあっても改革のメリットが等しく享受できるよう進めること。
- (4) 中小事業者が、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの導入を實踐できるよう、省エネ設備や自家発電設備の導入などに関する中小企業支援施策の充実を図ること。

2 再生可能エネルギーの普及拡大について

- (1) 風力発電のポテンシャルが集中している北海道・東北地域における再生可能エネルギーの導入促進に向けて、基幹送電網の充実・強化を図り、連系可能量を拡大するための施策を講ずること。
- (2) 北海道の道央を除く各地域や東北地域北部の全域においても連系可能量に空きがない状況にある中、再エネ等の系統連系問題の解消に向け、2021年1月から一定の出力制御を受けることを条件にして、系統を増強せずに接続する方式（ノンファーム型接続）が全国の基幹系統で受付を開始したが、既存ローカル系統への適用拡大や畜産バイオマスなど各地域の創意工夫を活かした再生可能エネルギー発電設備の系統混雑時の優先利用など、早期に接続が実現するよう、制度設計を速やかに行うとともに、接続を希望する全ての発電事業者において接続が可能となる方策を講ずること。
- (3) 電力インフラが脆弱な地域等においては、接続費用が調達価格算定で想定する費用を上回るなどの状況が生じている。再生可能エネルギーを活用して地域の発展・振興を目指す市町村等の計画を支援

するためにも、地域間格差解消に向けた施策を講ずること。

- (4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正法では、電気料金の上昇を抑制する仕組みが検討されているが、東日本大震災の影響を受け、地元経済は現在も大変厳しい状況にあることから、再生可能エネルギーの導入拡大との両立を図りつつ、被災地域をはじめとした北海道・東北地域の電力使用者に対する賦課金（サーチャージ）の負担が過重なものとならないよう配慮すること。
- (5) 木質バイオマス等の利用を拡大するため、原料収集の低コスト・効率化やエネルギー利用効率向上のための技術革新を強力に促進するとともに、低質材など木質バイオマス燃料の供給とエネルギー利用に対する支援措置を拡充すること。
- (6) 地方分権改革の理念を踏まえ、地方公共団体は再生可能エネルギーを導入する際、その効果、影響及び費用等について、地元への理解促進活動を十分に実施することとするが、国は政策を進める上で地方の意向を十分に取り入れること。
- (7) 太陽光パネルに関し、安価な輸入品が普及しつつあることから、国は、性能や寿命について評価し、国民に十分説明する体制を確立するとともに、使用済パネルの適正処理とリサイクルの仕組みを早期に構築すること。
- (8) 将来の二次エネルギーの中心的役割を担うものの1つとして期待されている水素エネルギーの利活用拡大に向けて、北海道・東北地域においても、商用水素ステーションの整備を加速して行くとともに、再生可能エネルギーを活用した水素製造に関する技術研究の一層の推進や、地域が行う水素利活用の政策立案や実証事業等の支援を図ること。

3 省エネ対策の強化について

- (1) 省エネ家電のより一層の普及支援を図ること。
- (2) 非常用電源の確保の観点から、家庭用蓄電池やガスコージェネレーションシステム導入者に対する国の助成策を大幅に拡充すること。

第20号議案

復興財源の確保等について

政府は、平成28年度からの5か年を「復興・創生期間」に位置付け、これまで、様々な財政支援措置を講じてきた。各被災地方公共団体においては、こうした支援の下、「復興・創生期間」内の復旧・復興事業の完了に向けて全力を尽くしているが、やむを得ない事情により、期間後も対応が必要な事業が一定数見受けられる現状にある。

こうした中、令和2年6月5日、復興庁設置法等の一部を改正する法律が成立し、復興庁の設置期間の10年間延長や、福島復興再生特別措置法の施策の拡充など、復興・創生期間後の復興を支える仕組み等が整備された。また、同年7月には「令和3年度以降の復興の取組について」が決定され、令和3年度から同7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付けるとともに、同期間に向けた取組の検討課題、事業規模や財源などが定められた。さらに、令和3年3月には「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」が閣議決定され、地震・津波被災地域においては、第2期復興・創生期間において、復興事業がその役割を全うすることを、原子力災害被災地域においては、当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う、とされた。

被災地においては、心のケアや地域コミュニティの再生などの被災者支援や、東京電力福島第一原子力発電事故による被害への対応など、「第2期復興・創生期間」以降においても中長期的に対応する必要がある課題が多く、被災地域住民の生活の安定を図り、被災地の復旧・復興を完全に成し遂げるためには、被災県の実情を踏まえた国の特例的な支援を継続し、十分な予算確保等を行っていくことが必要である。

よって、政府においては、次の事項に確実に取り組むよう強く要望する。

- 1 被災地における復興まちづくりや農林水産業などの地域産業の再生に加え、地域コミュニティの再構築、被災者の心のケア対策等の被

災者の生活・健康支援に係る課題を解決するには長期間を要し、「第2期復興・創生期間」以降においても対応が必要な事業も見込まれることから、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで、復旧・復興事業に必要な経費について、十分に財源を確保すること。

- 2 被災地方公共団体が復旧・復興事業を計画的に実施できるよう、復興特別会計だけでなく、平成28年度以降復興特別会計から一般会計等に移して対応することとされた事業であっても、復興のために不可欠な事業であることから、国による特例的な財政支援を継続すること。
- 3 平成28年度以降は、一部被災地方公共団体の負担が生じることとなったが、財政基盤の弱い被災地方公共団体や事業の進捗が遅れている被災地方公共団体に十分配慮するとともに、今後の予算編成について、被災地方公共団体の個別の状況や意見を踏まえた上で、取り組むこと。
- 4 被災地方公共団体における復旧・復興事業に携わる人員の確保については、これまでもあらゆる手段を尽くして取り組んできているが、依然として厳しい状況にあることから、国においても集中的かつ実効的な対策を講じるとともに、復旧・復興事業の完遂のために、必要な期間における人件費等に対する財政措置を継続すること。
- 5 事業復興型雇用確保事業については、本事業の実施期間及び既に交付済みである「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」により造成した基金の使用期間を延長すること。
また、被災地域の実情に沿った、より実効性のある事業とするため、被災三県以外からの求職者も雇入費助成の対象とするなど、住宅支援費助成を含め、一層の制度の拡充や弾力的な運用を図ること。
- 6 復旧・復興事業を切れ目なく実施できるよう、事故繰越手続の簡素化など、事務手続の簡素化の措置を継続するとともに、繰越年度内に完了しない事業を継続するために必要となる予算の再予算化や各種手続の更なる簡素化等を引き続き行うこと。
- 7 復興まちづくりの遅れなど、自身の事情によらない理由により、生活再建が完了していない被災者を支援するため、固定資産税・都市計画税等に係る地方税法による特例のほか、条例による減免措置を、「第2期復興・創生期間」以降においても継続する必要があることから、これらに伴う地方税の減収補填を継続すること。

また、東日本大震災復興特別区域法に基づく被災地の雇用機会の確保等のための税制上の特例措置については、「第2期復興・創生期間」以降も継続するとともに、期間終了後に生じる減収分も含めた地方税の補填措置を継続すること。

- 8 原子力災害被災地域においては、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備や避難指示が解除された地域における生活環境の整備等、地域によって復興のステージは異なり、復興の進度に応じて課題は多様化し、これまでにない課題にも直面している。今後新たに顕在化する課題も含め、当該地域の復興・再生に引き続き国が前面に立って取り組むとともに、「第2期復興・創生期間」以降も切れ目なく安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう、柔軟な制度及び十分な財源確保により対応すること。

第 2 1 号議案

東京電力福島第一原子力発電所事故対策について

平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、1 0 年が経過した現在も収束しておらず、福島県では、今なお多くの人々が避難を続けている。

また、放射性物質による健康被害への不安をはじめ、農林水産物や観光等に対する風評など、原発事故が広範囲に深刻な影響を及ぼし続けている一方で、時間の経過とともに記憶の風化も進んでいる。

こうした中、政府は平成 2 8 年 1 2 月に「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」を閣議決定し、平成 2 9 年 5 月及び令和 2 年 6 月には福島復興再生特別措置法を改正した。原子力政策を国策として推進してきた国は、一刻も早い事態の収束を図り、福島の復興・再生を加速させるべきである。

さらに、令和 3 年 4 月、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」が決定されたが、この基本方針の決定については、国内外の理解が十分に得られている状況にあるとは言えず、安全性や新たな風評が生じることを懸念する意見等が数多く示されており、これまで 1 0 年にわたり積み重ねてきた復興や風評払拭の成果が水泡に帰す懸念がある。多核種除去設備等処理水（以下「処理水」という。）の問題は、福島県だけではなく、日本全体の問題として進めていく必要がある。

よって、政府においては、福島県民をはじめ隣接する県の県民、北海道・東北地域の住民、そして国民が安全と安心のもとで暮らすことができるよう次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 原発事故への対応

- (1) 国が前面に立ち、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進めること。
- (2) 令和 3 年 2 月 1 3 日に発生した福島県沖を震源とする地震では、福島第一原子力発電所 3 号機原子炉建屋内の地震計故障の放置をはじめ、東京電力の危機管理や情報公開に対する旧態依然とした

体制が明らかになったことから、東京電力に対しリスク管理及び情報公開のさらなる徹底を求めるとともに、国の指導・監督を一層強化すること。

2 測定体制の整備と結果の提供

大気中、海水、飲料水、農林水産物、土壌等の放射線モニタリング体制を更に充実し継続的な測定を行い、その測定結果及び科学的な知見に基づく評価結果を国民に速やかに提供すること。

3 住民の健康対策

国として長期間にわたり福島県民及び放射性物質の汚染が認められる地域の住民をはじめとした国民の健康を管理する体制を構築し、中・長期的な視点に立った抜本的な対策を講ずること。

4 放射性物質の低減対策

- (1) 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（通称「放射性物質汚染対処特別措置法」、以下「特措法」という。）に基づき、国の主体的責任の下、除去土壌等の適正管理と早期搬出、搬出後の原状回復、除染後のフォローアップなど必要な取組を確実に実施すること。

また、特定復興再生拠点区域の除染については、関係町村の実情に配慮しながら確実に実施するとともに、拠点区域以外の除染・家屋等の解体の具体的方針を早急に示すこと。

さらに、復旧・復興事業を進める上で支障となっている、除染以外で生じた8,000ベクレル/kgを超える建設発生土等について、速やかに中間貯蔵施設へ搬入すること。

- (2) 安全な農林水産物を継続的に生産できるよう総合的な対策を講ずるとともに、農業用ダム・ため池の放射性物質低減のための取組について、営農再開・復興を目的とした福島再生加速化交付金事業が着実に推進されるよう第2期復興・創生期間においても十分な予算を確保すること。

さらに、森林の放射性物質低減対策については、生活環境の安全・安心の確保、里山の再生、調査研究等、森林・林業の再生に向けた総合的な取組について、地域の実情を踏まえ、実効性のある

きめ細かな対策を講ずるとともに、中・長期的な財源を確保すること。

加えて、しいたけ原木生産のための里山の広葉樹については、その森林の生育状況や放射性物質の動態等に留意しつつ、伐採・更新による循環利用が図られるよう計画的な再生に向けた取組を強力に推進すること。

- (3) 放射性物質に汚染された廃棄物等のうち、特措法の指定廃棄物（8,000ベクレル/kg 超え）となったものは、特措法の基本方針に基づき、国の責任において処分施設を確保し、確実に管理・処分を行うこと。

また、汚染濃度にかかわらず、放射性物質に汚染された廃棄物等は、国の責任において管理・処分に要する費用を負担し、迅速かつ適切な処理を進めること。

さらに、放射性物質に汚染された焼却灰や汚泥等については、放射性物質濃度を低減させ再利用を可能にするための実効性のある技術開発や指定廃棄物を出さない処理方法を早急に開発普及させ、既存処理施設での処理促進のための財政支援を講ずること。

5 処理水対策

- (1) 「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」が決定されたが、処理水の処分によって、これまで積み重ねてきた風評払拭の努力を後退させることのないよう、国が前面に立ち、関係省庁が一体となって万全な対策を講じること。
- (2) 国の基本方針等について、水産業を始めとする関係団体や自治体等に対する丁寧な説明と真摯な対話を継続して行い、理解を得ること。
- (3) タンクに保管されている水の浄化処理を確実に実施するとともに、第三者機関による比較測定等を行い、処理過程の透明性を高めるよう取り組むこと。また、信頼性、客観性、透明性が確保されたモニタリング体制を構築し、地元関係者などの立ち会いのもと環境モニタリングを実施するとともに、処分設備に異常が生じた場合の緊急停止措置などの安全対策を講じること。併せて、処理水の元

となる汚染水の発生量を、これまで以上に抑制する対策を講じること。

- (4) トリチウムを始め処理水に含まれる核種に関する科学的なデータ、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリングの結果など、正確な情報を広く国内外に発信するとともに、新たな風評を発生させないという強い決意のもと、万全な風評対策を講じること。

また、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対し画一的に賠償期間や地域、業種などを限定することなく確実な賠償を行うよう指導するなど、国が責任を持って対応すること。

- (5) トリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置づけ、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、柔軟に対応すること。

6 風評の払拭等

- (1) 風評の払拭・風化の防止対策は、福島県及び東北被災地域の復興と創生を左右する極めて重要な課題であるとの認識の下、節目の年に責任感と決意を新たにし、高い緊張感を持ってより一層積極的に取り組むこと。

- (2) 国民が放射線と健康・食に関する正確な知識を身につけることができるよう、放射性物質について、科学的根拠に基づいた正確な情報を分かりやすく広報するとともに、原子力災害や放射能汚染、健康影響に関する全ての情報を速やかに公開するなど、積極的な広報・教育活動を行うこと。

また、各地方公共団体等が実施する復興状況などの情報発信等に対する財政支援を継続・拡充すること。

- (3) 農林水産物等の安全性に関する正確な情報提供やPR活動を継続、拡充して行うとともに、各地方公共団体等が実施する農林水産物等の販路回復・拡大、販売促進に向けた取組などに対する支援を充実すること。

また、野生の山菜、きのこ、淡水魚介類、野生鳥獣の肉の出荷制限の解除については、検体数の確保が困難なため、地域の実態に即して柔軟に対応すること。

- (4) 被災地における交流人口の拡大を図るため、正確な情報の発信、ウィズコロナにおける国内外の大規模な観光キャンペーンの継続的な実施、外国人旅行者増加のためのビザ発給条件の更なる緩和、観光振興に対する財政支援の強化など総合的な観光促進策を講ずること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の世界的流行以前において、全国では外国人旅行者が大幅に増加する中、福島県では、風評が根強く伸びが低調となっている。アフターコロナにおけるインバウンドの回復に向けては、渡航制限の解除や、運休中の福島空港国際定期路線の早期再開を国が前面に立って関係国に粘り強く働きかけること。
- (6) 農林水産物等の輸出の回復、拡大に向け、原発事故による輸入規制を実施している国・地域に対し、科学的根拠に基づいて、規制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、政府間交渉の取組状況については、継続して情報提供を行うこと。

7 原子力災害に伴う損害賠償等

- (1) 原子力災害に関する全ての損害について、適切かつ速やかに完全な賠償が果たされるよう東京電力に対し強く指導するとともに、被害者に対して責任を持って迅速かつ十分な支援を行うこと。

また、都道府県や市町村が原子力災害に起因して対応した経費全額を国庫負担又は東京電力の賠償の対象とすること。

消滅時効については、全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、将来にわたり消滅時効を援用しないことを具体的かつ明確に示すよう指導するとともに、国においても原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知など必要な対応を行うこと。

- (2) 営業損害や風評被害の賠償について、被害者からの相談や請求に丁寧に対応するなど、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること。

8 原子力発電所事故被災地域の復興

- (1) 「福島復興再生特別措置法」や同法の基本方針等に基づき、国が一体となって総合的な施策を推進するとともに、復興が成し遂げら

れるまでの間は、福島再生加速化交付金制度を継続するなど必要な予算を十分かつ確実に確保すること。

- (2) 避難住民の生活の質の向上を図るとともに、一日も早く元の生活を取り戻すための支援措置を国の責任において確実に実施すること。

また、復興の状況の推移に応じて、新たに発生する課題への対応が必要とされる場合は、法制度の拡充を含め、必要な制度の構築を図ること。

- (3) 避難地域等の事業者が事業を継続し、雇用を確保できるよう、強力な支援措置を講ずること。

- (4) 帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、その内容を実現し、計画期間内の避難指示解除が確実にできるよう、責任を持って取り組むこと。

また、特定復興再生拠点区域外については、各自治体の意見を尊重しながら、丁寧に協議を重ね、避難指示解除のための具体的方針を早急に示し、将来的に帰還困難区域全ての避難指示を解除すること。

- (5) 国家プロジェクトである福島イノベーション・コースト構想を推進するため国とともに策定した「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえて変更した重点推進計画に基づく各取組について、中長期的に対応していく必要があることから、構想実現のために必要な体制や財源などを十分に確保しながら、政府全体で一層の連携強化の下、県と密接に連携し、構想の具体化を推進すること。

また、構想推進の中核的な機関である（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構が、産業集積、人材育成、交流人口拡大に資する取組に加えて、拠点施設の管理・運営などを継続的かつ効果的に実施できるよう、体制の強化や安定的な財源の確保等での必要な支援を行うこと。

加えて、「国際教育研究拠点」は、福島イノベーション・コースト構想における司令塔の役割が期待されることから、国においては、引き続き、拠点整備の実現に向けた基本構想の策定等に取り組む

とともに、立地地域の検討に向け、具体的な条件等を速やかに検討すること。

- (6) 地域コミュニティの再生に向けて、被災自治体に対し、財政的支援を含めた長期的な支援を行うこと。
- (7) 新たに追加される移住の促進や交流・関係人口の拡大、魅力ある働く場づくりに資する事業については、ソフト事業のみならず、ハード事業も対象とした柔軟で使いやすい制度を構築すること。

9 原発事故の検証及び原子力施設の安全対策

- (1) 東京電力及びオフサイトセンターを含む国の初期対応をはじめ、事故拡大に至った原因や、地域住民や国民に対する情報提供のあり方等を徹底的に検証し、事故についての責任の所在を明らかにすること。
- (2) 炉心溶融の公表が遅れたことについて、国の責任において早期に真相究明を行い、国民に対して真実を明らかにすること。
- (3) 新規制基準については、原子力規制委員会が国民に説明責任を果たし、原子力施設に対し厳正な審査を実施すること。
また、今後も様々な関係機関や専門家等の意見を聴きながら、幅広い議論を行い、常に最新知見を反映した見直しを行うことにより、真に実効性のある規制を確立すること。
- (4) 東京電力福島第二原子力発電所について、原子力政策を推進してきた国の責任において、安全かつ着実に廃炉作業が進められるよう、東京電力に対する指導・監督などに国として万全を期すこと。

第 2 2 号議案

頻発・激甚化する大規模自然災害への対策について

近年、毎年のように記録的な豪雨や大型台風、地震などによる自然災害が発生し、その様相は頻発化・激甚化・広域化している。

令和元年東日本台風では、数十年に一度の降雨量で発表される大雨特別警報が長時間にわたって継続し、東北地方においても河川が広範囲で氾濫するなどにより多数の尊い人命が奪われるとともに、住宅の浸水やライフラインの途絶のほか、交通・生活関連インフラや公共土木施設、農林水産業施設、医療施設、社会福祉施設、学校教育施設、商業施設、工場、さらには林地や農作物・水産物などに甚大な被害が発生し、住民生活にも多大な影響を及ぼした。

また、令和 3 年 2 月 1 3 日に福島県沖で発生した平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震の余震は、最大震度 6 強を記録し、道路や港湾・漁港施設をはじめ、住宅、事業所・商業施設、学校教育施設・文化施設、交通機関など、各方面に甚大な被害を及ぼした。

防ぎようのない自然災害による被害を限りなく最小限に抑え、道県民の安全・安心の確保を図るためには、昨年 1 2 月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を実効性のある対策とする必要がある。

以上を踏まえつつ、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興の途上にある当地方においては、財政措置等の支援が不可欠な状況にあることから、次の事項について要望する。

1 被災者の生活再建の支援について

- (1) 中規模半壊に満たない半壊世帯においても一定程度の修繕費がかかることから、生活再建を後押しするため、被災者生活再建支援法の支援対象範囲を拡大すること。
- (2) 災害救助法における応急救助について、東日本大震災を踏まえた要件・基準の弾力的な運用及び事務手続きの簡素化等を図ること。
- (3) 浸水被害等により住宅が被災した方が一時的な避難所として利用する既存の応急仮設住宅について、避難所として最低限の機能を保

持するために行う修繕等に対する費用に対して財政支援を行うこと。

- (4) 特定行政庁が行う被災建築物に係る建築確認申請等の手数料減免に対して、財政支援を講じること。

また、指定確認検査機関が行う建築確認申請等の手数料についても減免できるよう補助等の支援を行うこと。

- (5) 被災者の迅速な生活再建のためには、被災市町村による住家被害認定調査及び罹災証明書交付の迅速・円滑な実施が極めて重要であり、他の自治体からの多くの人的支援が不可欠であるため、応援自治体の負担が増加することのないよう、当該経費について、災害救助法の対象とするなど、被災市町村への十分な財政支援を行うこと。
- (6) 自然災害が頻発し、住民の生活基盤となる住家に被害が恒常的に発生していることから、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度や応急仮設住宅制度については、より幅広く被災者の救助が果たされるよう、現行の適用基準によらない当該制度の幅広い適用が可能となる法制度を構築すること。

2 インフラの復旧に対する支援について

- (1) 災害復旧事業等に対する国庫補助・負担率の嵩上げ及び地方交付税等による被災自治体への十分な財政支援を行うこと。
- (2) 被害規模が大きく早急に対応が必要となる河川については、国による施行により早期完成を図ること。

また、令和元年東日本台風では本川のみならず支川の周辺地域にまで甚大な被害が生じたことから、流域全体の再度災害防止を図るため抜本的な対策を講ずること。

- (3) 災害関連補助事業や災害関連緊急砂防事業等の国庫補助率の嵩上げ、採択要件の緩和及び地方負担に係る全額交付税措置を図ること。

また、特に、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した「洪水予報指定河川」と「水位周知河川」などにおいて堤防が決壊するなどの甚大な被災が生じた場合、改良復旧に予算の上限を設定せず、再度災害防止対策を迅速に進められるよう、また将来にわたって安全性の確保に資する改良復旧が推進されるよう、制度拡充を図ること。

(4) 下水処理場やポンプ場等の下水道関連施設において、浸水による機能停止が発生したことから、応急処置に係る経費や早期復旧に必要な支援を行うこと。

また、地震により被災した下水管の状況確認のため、テレビカメラ調査等が必要となるが、当該調査に係る経費に必要な財政支援を行うこと。

(5) 被災した工業用水道施設の復旧及び給水再開までにかかる緊急に要する給水経費等について、必要な財政支援を行うこと。

(6) 被災した交通信号機等の交通安全施設について、早期復旧に向けた積極的な財政支援を行うこと。

3 防災・減災、国土強靱化の推進について

(1) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の初年度は、いわゆる「15か月予算」の考え方で令和2年度補正予算として編成されたところであるが、中長期的な見通しの下、強力かつ計画的な国土強靱化を推進するため、必要な予算・財源を当初予算において安定的に確保すること。

(2) 発生の切迫性が高まっている南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝沿い巨大地震、また、東北地方太平洋沖地震など全国どこでも発生の可能性のある地震などに備え、社会インフラ並びに住宅・建築物の耐震化や津波、高潮等の災害時に防護効果を有する防波堤、海岸保全施設などの整備に必要なかつ十分な予算を確保し、着実に推進すること。

(3) 今年1月の北陸地方における大雪等を踏まえ、国においても予防措置や被災時の交通確保等のため、支援体制の強化をはじめとした取組の推進を図ること。

4 農林水産業に対する支援について

災害復旧事業に対し、事業主体の資金需要に応じ、適切な時期に予算が確保できるように予算措置をすること。

5 商工業及び観光業に対する支援について

(1) 被災した大企業について、地域経済への影響が生じないように、事業者が行う防水壁設置などの減災・防災対策に要する経費に対して、支援策を講ずること。

- (2) 被災した中小企業・小規模企業の工場、店舗、旅館等の復旧のための支援策について、新型コロナウイルス感染症の影響により、復旧事業の完了に遅延が生じる場合もあり得ることから、次年度における必要な予算措置を講ずること。
- (3) 風評により被災地域の観光事業者に影響が生じないように、宿泊料金の低廉化や被災地の正確な情報の発信、誘客促進のための観光プロモーションへの支援など、観光客誘客のための取組に対する支援を講ずること。

6 災害廃棄物処理の推進について

大規模災害時に発生する膨大な量の災害廃棄物を円滑に処理するため、都道府県を越えた広域処理体制を構築するとともに、災害廃棄物処理に係る補助金制度について柔軟な運用や、被災市町村への十分な財政支援を行うこと。

また、災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、災害廃棄物を自区域内で処理し、生活ごみを広域的に処理する場合においても、追加的に発生する経費に対して財政支援を行うなど、災害等廃棄物処理事業費補助金について、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるよう見直すこと。

7 復旧・復興に要する人的支援について

現在、復旧・復興事業を着実に進めているところであるが、全国的な災害発生等により派遣職員受入による職員確保が困難な状況であることから、事業の進捗に合わせて確保が必要となる中長期的な技術職等の職員派遣についての支援を行うこと。

8 医療機関・社会福祉施設・学校等の早期復旧に対する支援について

- (1) 被災した医療施設、社会福祉施設、保健衛生施設、水道施設等の早期復旧を図るため、十分な人的・財政支援を行うこと。
- (2) 国庫補助の対象を、移設建て替え等も含めた施設・事業所の設備・備品（ベッド、車両、事務機器等を含む）や被災した医療機器等を設置する際の水害対策工事等にも拡大するほか、補助の対象や補助基準額（対象事業費下限額）、補助上限額についてもできる限り柔軟な取扱いを認めること。

- (3) 被災した学校の学習環境を早期に整備し、児童生徒等が安心して学習できるよう、学校施設・設備に対する災害復旧や就学援助、教科書の再支給等のもとより、心のケアに対するスクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ、学習支援員等への財政的支援、県立高校等の公共交通機関の運休に伴うスクールバスの運行や断水による仮設トイレ設置等に対する財政的支援及び被災した児童生徒等への学用品・制服等に対する財政的支援を行うこと。
- (4) 社会教育施設及び文化財の早期復旧のため、特段の支援を行うこと。

9 地方財政措置について

被災地域の早期の復旧を図るとともに、被災者等の負担の軽減に必要な財政需要に的確に対処できるよう、被害の甚大さにも鑑み、被災地方公共団体の財政負担が生じないように、特別な地方財政措置を講ずること。

第23号議案

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症については、各地で感染者や死亡者の報告が続いており、いまだ事態の終息は見えていない。

こうした中、国においては、令和2年度第3次補正予算と令和3年度当初予算を一体的に編成し、各種支援や対策を切れ目なく実施しているところである。

北海道・東北各県では、国や市町村と連携し、対策を講じてきたところであるが、感染再拡大の防止を図りつつ、感染者が急増した場合に備え、万全な医療提供体制を整備する必要がある。また、休業要請や外出自粛要請などにより、地域経済、教育など様々な分野で甚大な影響が発生しており、感染者が増加し、緊急事態宣言が再び発出されれば、更にその影響は深刻化する懸念がある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 医療提供体制の整備等について

(1) ワクチン接種の円滑な実施に向けて、供給されるワクチンの種類や量、供給時期、副反応等の情報を速やかに示すこと。

また、アナフィラキシー対応等に必要となる救急措置用品について、必要量を現場で確保できるよう対策を講じること。

さらに、治療薬は、既存の薬の中で効果が認められるものを観察研究や治験の結果の集積を踏まえ、一刻も早い承認を行うこと。

(2) PCR検査が必要な方々が確実に検査を受けることができるよう体制を整備するとともに、疫学調査の体制を強化すること。

(3) 医療用マスク、フェイスシールド、長袖ディスポーザブルガウン、手指消毒用アルコールなどの医療物資や人工呼吸器等の医療機器について、医療機関に対して長期かつ安定した供給ができるよう対策を講ずること。

(4) 接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないように、引き続き、地方自治体の意見も踏まえ、国の責任において必要な財源措置を講じること。

また、医療従事者や医療機関に対する財政的支援等を実施するための十分な財源措置を講ずるとともに、医療従事者が不足する事態に陥らないよう人材確保の対策を講じること。

- (5) 入院病床確保のため、一般病床に新型コロナウイルス感染症の患者を入院させる際に医療機関に生じる経営上の損失について、診療報酬の加算や新たな支援制度の創設などの対策を講ずること。また、地方公共団体が実施している空床補償に対する財政支援を充実すること。
- (6) 軽症者や無症状者を受け入れる宿泊施設及び同施設における医療従事者の確保などに対する支援を充実すること。
- (7) 高齢者や障がい者の入所施設等における感染防止対策や代替サービスの提供などの取組に対する支援を充実すること。
- (8) 入院病床の効率的な運用のため、広域的な入院調整により遠方の医療機関に入院した患者の退院時の帰宅手段の確保について、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」による支援を行うこと。

2 経済的な支援・対策について

- (1) 緊急事態宣言対象区域の飲食店との取引関係等の要件を撤廃するなど、一時支援金の対象地域も含めた支給対象の拡大や支給額の上限引上げ、売上げ要件の緩和等を図るほか、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和・企業規模に応じた支給額の引上げを行うこと。
- (2) 第三次補正予算に計上された事業再構築補助金について、中堅企業も中小企業並みに補助率を引上げ、かつ大企業も対象とすること。
- (3) 融資や返済猶予等の資金繰り対策、税負担の軽減、テナント賃料や光熱水費等固定費負担軽減のための支援などを充実すること。
- (4) 消費が低迷している農林水産品の需要回復に向けて、全国的な消費宣伝対策を継続・強化するとともに、影響を受けた生産者に対し、事業が継続できるよう支援を行うこと。
- (5) 雇用調整助成金については、事業者に対して、休業手当の支払いと雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の活用などを強く働きかけることに加え、労働者が直接国へ請求できる休業支援金・給付

金について、学生や女性を含めた非正規労働者に対して制度の活用に向けた周知を徹底するほか、申請に関するサポート体制を整備すること。さらに、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の特例措置等並びに休業支援金・給付金の対象期間について、延長すること。

加えて、令和3年3月26日から個人申請分の運用が始まった「小学校休業等対応助成金」についても、制度の活用に向けた周知を徹底するほか、申請に関するサポート体制を整備すること。

- (6) 生活福祉資金貸付制度について、貸付上限額の拡大、据置期間及び受付期間の延長など、更に利用しやすい制度となるよう、支援を充実すること。
- (7) アルバイトの収入減等により経済的に困窮している大学生等に対して、学費の減免や納付期限の延期、家賃補助などの支援を充実すること。
- (8) 観光関連産業や飲食・サービス業等では減収や倒産等が発生し、地域経済への影響が生じており、需要が以前の水準に回復するには時間がかかると考えられることから、当面の事業継続のための資金繰り対策や感染の収束状況に応じ迅速・柔軟な対応ができるよう、地域限定の取り組みへの財政的支援、インバウンド需要の復活と地方への波及に向けた対策など、感染症拡大のリスクに最大限留意した上で、中小企業・小規模事業者・商店街等への支援や雇用対策等に努めること。

3 教育に対する支援について

- (1) 子どもたちの学習機会の不足や地域格差が強く懸念されていることから、ICTやテレビを活用した学習の実施、カリキュラムの見直し、受験・就職への配慮など、子どもの視点に立った最善な学習機会確保のための各種対策を十分に講ずること。
- (2) 長期休業に伴う児童・生徒の心身のケアや、学校施設等の衛生環境への配慮等安心・安全な学習環境を確保できるよう適切な支援体制を構築すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会環境の変化により児童虐待や育児放棄の増加が懸念されるため、SNS等を活用した相談支援体制の強化を図るとともに、児童相談所の深刻な人材不足の

解消に向けて児童福祉司等の人材確保や専門性向上に係る支援を充実すること。

- (4) これまでの臨時休業により不十分となっている学習が確保されるよう、必要な教材の作成等に対する支援、教員や学習指導員の支援の充実、教育課程の弾力的な編成等を早急に検討し、児童・生徒の学びを保障するための適切な支援体制を構築すること。
- (5) 子どもとの直接的な接触を避けられない職場で、自身の感染リスクを抱えながら社会機能を維持するために尽力している保育士等の就学前教育・保育施設等の職員に慰労金の給付を行うこと。

4 正確な情報発信、人権や風評被害への配慮について

- (1) 感染拡大による不安を解消し、国民一人ひとりが冷静に感染拡大防止に向けた行動をとることができるよう、感染の状況等について正確な情報の収集を図り、求められる行動変容や新しい生活様式等も含め、分かりやすく、正確な情報を発信すること。
- (2) 感染者やその家族、医療従事者等に対するいわれなき偏見や差別が生じることのないよう、人権や風評被害に配慮した対策を講ずること。

5 地方公共団体への財政支援について

各地方公共団体は、引き続き、地域の実情に応じたきめ細かな感染症対策を実施していく必要があるため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」による対応がより幅広く柔軟にできるようにするとともに、継続的かつ十分な財政支援措置を講ずること。